

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 公園緑地課 管理担当	
不利益処分名	罰則	
根 拠 法 令	徳島市都市公園条例	
根 拠 条 項	第17条, 第18条又は第19条	
連 絡 先	(電話 621-5295)	
処 分 基 準	<p>【根拠条文】</p> <p>第17条 次の各号の一に該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第3条第1項又は第3項(第15条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第5条(第15条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第10条の2(第15条において準用する場合を含む。)の規定による本市職員の調査若しくは検査を正当な理由がなく拒んだ者</p> <p>(4) 第11条第1項又は第2項(第15条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>第18条 偽り或其他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。</p> <p>第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)